

様式第六号(第二十八条関係)

(表面)

第 号 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 第10条第2項の規定による身分を示す証票 氏 名 年 月 日生 年 月 日発行 都道府県(保健所設置市又は特別区) 印	写 真
---	-------------------------

(裏面)

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)抜すい

第10条 都道府県知事は、施術者若しくは施術所の開設者から必要な報告を提出させ、又は当該職員にその施術所に臨検し、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

前項の規定によつて臨検検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第1項の規定による臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六 第10条第1項(第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 保健所を設置する市又は特別区にあつては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第8条第1項の規定により、前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うこととなっている。